大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　令和４年１月26日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

守口市文園町13番３

（仮称）ライフ守口滝井店

２　大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定による公告をした日

令和３年８月25日（令和３年大阪府告示第1186号）

３　守口市の意見の概要

　　守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例等に基づく、必要な手続を行うこと。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和４年１月26日から同年２月28日まで

　(2)　縦覧の場所

　　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

守口市京阪本通二丁目５番５号

守口市市民生活部地域振興課